⑥　基準一次エネルギー消費量、誘導基準一次エネルギー消費量（非住宅建築物にあっては基準省令第８条第１号ロの誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法により、住宅にあっては同条第２号ロの誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法により、複合建築物にあっては同条第３号ロ(2)の誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法によりそれぞれ算出された数値から、基準省令第９条及び第10条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値をいう。）及び設計一次エネルギー消費量の関係を明らかにした図

⑦　設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないとき（住宅にあっては、基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準に適合している場合を、複合建築物にあっては、非住宅部分が同項第１号に適合し、かつ、住宅部分が同項第２号ロに適合している場合を含む。）は、その旨

⑧　非住宅建築物にあっては基準省令第８条第１号イに適合しているとき又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって当該非住宅建築物が備えるべき外皮性能を有することが確かめられたとき、住宅にあっては基準省令第１条第１項第２号イに適合しているとき又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって当該住宅が備えるべき外皮性能を有することが確かめられたとき、複合建築物にあっては非住宅部分が基準省令第８条第１号イに、住宅部分が基準省令第１条第１項第２号イにそれぞれ適合しているときは、その旨

⑨　建築物の一部について建築物のエネルギー消費性能の評価を実施した場合にあっては、建築物の一部の評価である旨

⑩　第三者認証の場合にあっては、第三者認証を表すマーク（以下「第三者認証マーク」という。）

(2)　表示方法

(1)の表示事項を表示するに当たっては、次の方法によることとする。

①　(1)の表示事項は、別表の(1)に定めるラベルにより表示すること。ただし、ラベルを付する部分の地の色やデザインに応じて当該ラベルの色（別表のラベルの欄中イの部分は除く。）、文字の配置及び大きさ等を変更することができる。

②　(1)の表示事項は、建築物本体に貼付し若しくは刻印し又は広告、宣伝用物品、売買契約若しくは賃貸借契約に関する書類、電磁的記録その他の建築物と表示事項との対応関係が明らかな印刷物等に表示し、及び見やすい箇所に表示すること。

③　ラベルを付することができる範囲が著しく制約されるときは、(1)の表示事項（②、③及び⑤を除く。）の一部を省略することができる。

(3)　その他の事項

外皮性能を表す数値を表示する場合にあっては、非住宅建築物にあっては年間熱負荷係数（基準省令第８条第１号イの屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を言う。以下同じ。）を、用途及び基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分（以下「地域の区分」という。）に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値（非住宅建築物を二以上の用途に供する場合にあっては、基準省令第８条第１号イの各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除した数値とする。以下同じ。）又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、住宅にあっては同号イ(1)の外皮平均熱貫流率若しくは冷房期の平均日射熱取得率又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、複合建築物にあっては同号イ(1)の外皮平均熱貫流率又は冷房期の平均日射熱取得率及び年間熱負荷係数を用途及び地域の区分に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値を、それぞれ表示すること。

２．推奨事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合においては、次の事項に配慮するものとする。

(1)　表示事項

表示を行う事項については、１の(1)の表示事項に加え、一次エネルギー消費量を算出した場合にあっては、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量を表示することが望ましい。この場合において、非住宅建築物にあっては基準省令第１条第１項第１号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、住宅にあっては同項第２号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、複合建築物にあっては同項第３号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法によりそれぞれ算出された数値から、基準省令第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項及び第５条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を延べ床面積で除した数値を表示することとする。

(2)　その他の事項

１の(1)の表示事項及び(1)の表示事項を表示するに当たっては、次の方法によることとする。

①　(1)の表示事項は、別表の(2)に定めるラベルにより表示すること。ただし、ラベルを付する部分の地の色やデザインに応じて当該ラベルの色、文字の配置及び大きさ等を変更することができる。

②　１の(1)⑤から⑧まで、１の(3)及び２の(1)において採用した建築物のエネルギー消費性能の評価の方法について、解説が記載された資料の配布その他の適切な手段により明らかにすること。

③　建築物のエネルギー消費性能の程度を示す段階的な指標を表示する場合にあっては、当該指標の考え方等について、解説が記載された資料の配布その他の適切な手段により明らかにすること。

④　販売・賃貸事業者は、建築物の販売又は賃貸をしようとするときは、当該建築物の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該建築物のエネルギー消費性能に関する表示の内容を説明すること。

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

別表

区分		ラベル
(1)　１の(1)の表示事項による表示を行う場合	第三者認証の場合	